

基安安発第 0723002 号
平成 20 年 7 月 23 日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

コンクリートポンプ車による労働災害の防止について

標記労働災害の防止については、平成 15 年 7 月 23 日付け基安安発第 0723005 号（以下「平成 15 年通達」という。）及び平成 16 年 11 月 9 日付け基安安発第 1109003 号（以下「平成 16 年通達」という。）により、「車両系建設機械の定期自主検査指針（平成 3 年自主検査指針公示第 14 号）に基づき、ブーム装置等のき裂の有無を調べ、き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。」等について周知しているところです。

今般、貴協会コンクリートポンプ車総合改善委員会第 2 分科会から、コンクリートポンプ車は使用年数 4 年でブーム等の修理を行っている例があるとの別添調査結果とともに、き裂が疑わしい場合は超音波探傷器等で詳細検査を行うことを推奨する旨の提言が示されたことを踏まえ、コンクリートポンプ車の特定自主検査の実施に当たっては、下記の事項に留意して的確な検査を実施するよう、平成 15 年通達及び平成 16 年通達の要請事項と併せて、会員事業場等に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 車両系建設機械の定期自主検査指針の「6.1.6(1)a ブーム」の「②打こん及び局所的なへこみ並びに溶接部のき裂及び損傷の有無を調べる。」の項及び「6.1.9 及び 6.1.10(3)a ビーム、ビームボックス及びフロート」の「②き裂及び変形の有無を調べる。」の項中、「き裂が疑わしい場合」には、「製造されて 4 年以上経過した場合及び応力がかかる部材が溶接等で補修された場合」が含まれること。
- 2 車両系建設機械の定期自主検査指針の「6.1.6(1)a ブーム」の「②打こん及び局所的なへこみ並びに溶接部のき裂及び損傷の有無を調べる。」の項及び「6.1.9 及び 6.1.10(3)a ビーム、ビームボックス及びフロート」の「②き裂及び変形の有無を調べる。」の項の「探傷器等で調べる。」の方法としては、ブーム内面の溶接箇所等浸透探傷法による検査が困難な箇所については超音波探傷器等で調べることが適当であること。
なお、超音波探傷器等による測定を外部の者に委託する場合には、検査員が測定箇所・方法等を指示する等により受託者による裁量の余地がない検査方法とするとともに、車両系建設機械の定期自主検査指針に基づく異常の有無等の判定は検査員が行うこと。

(別添)

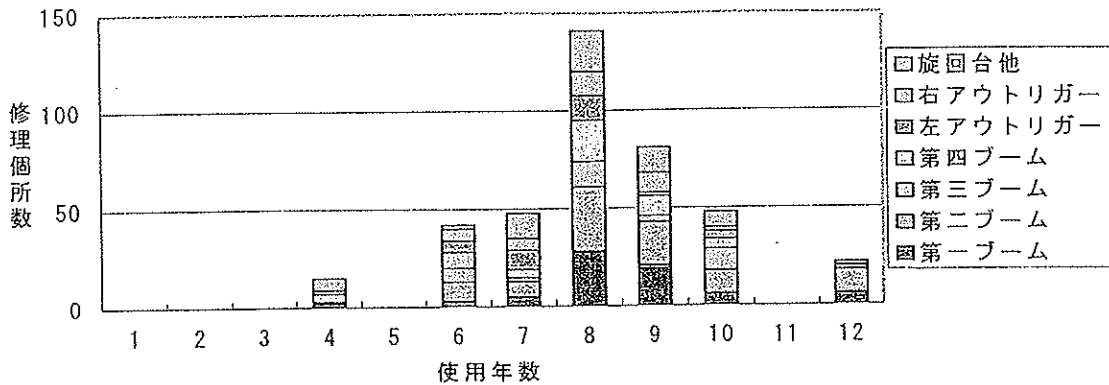


図 修理箇所数(部位別)の使用年数別分布

表 修理部位と使用年数と修理数の状況表(397事例)

修理部位		使用年数							修理数	順位
ブーム長	部位	4	6	7	8	9	10	12		
26	第一ブーム		3	2	12	7			24	④
30							3	6	9	
31					4	8	3		15	
33			2		3	6	1		12	
36						6	5		11	
26	第二ブーム		10	5	13	9			37	①
30							8	12	20	⑤
31					4	4	4		12	
33			1		3	13			17	
36						3	9		12	
26	第三ブーム		5	1	3	1			10	
30							4	2	6	
31					2	1	7		10	
33				2	1	4			7	
36						4	1		5	
26	第四ブーム		5	1	16	7			29	②
30									0	
31					3	1	5		9	
33			4	3	3	1			11	
36						1	2		3	
26	左アウトリガー		3	1	4	1			9	
30							2		2	
31					2	1	2		5	
33			2	3	9	6			20	⑤
36						1			1	
26	右アウトリガー		4		9	6			19	
30							2		2	
31							2		2	
33				2	6	3			11	
36							2		2	
26	旋回台・その他			2	6	5			13	
30							5	2	7	
31					3	4	3		10	
33			6	2	11	10			29	②
36						2	4		6	
総計		15	42	48	141	81	48	22	397	
順位			⑤	③	①	②	③			

部位別の総修理箇所数を示す。各部位ともほぼ同じ状況で、き裂等が生じ、修理を施している。

* (社) 日本建設機械化協会調べ

* 9年目以降は廃車等により件数が少なくなっているもの。